

七十五 第68条の2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<p style="text-align: center;">第68条の2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係</p> <p style="text-align: center;">(営業の全部の相当期間の休止の意義)</p> <p>68の2-1 <u>措置法令第39条の34第2項及び第3項に規定する「営業の全部の相当期間の休止」とは、当該事業年度終了の時の現況において、営業の全部をおおむね6か月以上の期間(いわゆる季節営業等のためもともと休止期間がある場合のその休止期間を除く。)にわたって休止していることをいうものとする。</u></p>

七十六 第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>(店舗における物品供給事業の収入金額)</p> <p>68-1 <u>措置法第68条第1項</u>.....<u>措置法令第39条の34第3項</u>.....</p> <p style="padding-left: 2em;">.....<u>措置法第68条第1項第3号</u>.....</p> <p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2<u>措置法第68条</u>.....</p>	<p style="text-align: center;">第68条の3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>(店舗における物品供給事業の収入金額)</p> <p>68の3-1 <u>措置法第68条の3第1項</u>.....<u>措置法令第39条の35第3項</u>.....</p> <p style="padding-left: 2em;">.....<u>措置法第68条の3第1項第3号</u>.....</p> <p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68の3-2<u>措置法第68条の3</u>.....</p>